

○茨城県立医療大学附属病院医療情報システム部会細則

(平成10年 7月 6日第 8回病院幹部会)

(平成19年 4月 9日第 1回病院幹部会)

(平成27年11月 2日第 9回病院幹部会)

(令和 3年 2月15日第18回病院幹部会)

(目的)

第1条 この細則は、茨城県立医療大学附属病院医療情報管理委員会要綱第8条に基づいて、茨城県立医療大学附属病院医療情報システム部会（以下「部会」という。）の組織及び所掌事項に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 診療部医師1名
- (2) 看護部看護師1名
- (3) リハビリテーション部3名（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）
- (4) 医療技術部4名（各科員）
- (5) 地域医療連携部1名（ソーシャルワーカー）
- (6) 大学教員（情報教育担当）1名
- (7) 病院管理課2名（医事担当、診療情報管理）
- (8) 総務課情報担当1名
- (9) 次条に規定する部会長が指名する者

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長を置き、医療情報管理委員長が指名した者をもって充てる。

- 2 部会長は部会を収集し、その議長を務める。
- 3 部会長は必要があると認められる場合は、会議に係る職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 部会には部会員により互選された副部会長を置き、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(協議事項)

第4条 部会は、医療情報管理委員会の要請を受けて、以下の事項を協議する。

- (1) 医療情報システムに関する改善要望のとりまとめ
- (2) 附属病院の「ホームページ」作成の企画、管理運営
- (3) 各部門間の医療情報システムに関わる調整、打ち合わせ
- (4) 部会での検討内容の医療情報管理委員会への報告
- (5) その他、医療情報管理委員会より要請された事項

(議事録)

第5条 議事録は事務局が作成し、部会長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

- 2 議事録一部を病院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(事務局)

第6条 部会の事務は総務課図書館・情報担当で処理する。

付 則

この規則は、平成8年12月1日から施行し、同日から適用する。

付 則

この規則は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月9日から施行する。

付 則

この規則は、平成27年11月2日から施行する。

付 則

この規則は、令和3年2月15日から施行する。